

寄付金に対する所得税等の減免措置

個人の場合

1. 本学は、所得税法施行令第217条第1項第4号に掲げる特定公益増進法人に指定されているため、年間にご寄付いただく金額が5千円を超えた場合は、5千円を超えた分について、その年の課税所得から控除されます。ただし、1年間の所得合計額の40%が限度です。

免税の手続きは、寄付された年の翌年の2月16日から3月15日の間の確定申告期間に本学からお渡しする「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」を所轄税務署に提出して確定申告を行い、所得税の還付請求をする必要があります。

分割払込の場合は、当年1月から12月までの1年間の寄付金合計額を単位として、翌年、確定申告をしていただくことになります。

法人の場合

ご寄付いただく金額が、当該事業年度の損金に算入されますが、その内容には次の2種類があります。

1) 受配者指定寄付金として寄付申込をされた場合

- 1 本学は、法人税法第37条第3項第2号に基づく指定寄付金として、日本私立学校振興・共済事業団の承認を受けておりますので、寄付金全額が当該事業年度の損金に算入されます。
- 2 免税手続きには、日本私立学校振興・共済事業団の「寄付金受領書」が必要となります。これに関する手続きは次頁記載のとおりです。

2) 特定公益増進法人寄付金として寄付申込をされた場合

- 1 本学は法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる特定公益増進法人に指定されているため、一般補助金の損金算入限度額とは別枠で、次の算式による額を限度に損金に算入されます。
ただし、資本金額又は出資金額を有しない法人並びに公益法人は計算式が異なりますので、財務部資金課までご照会下さい。

$$\left[\left(\begin{array}{c} \text{期末資本金及び} \\ \text{資本積立金} \end{array} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{寄付金支出前} \\ \text{の所得金額} \end{array} \times \frac{2.5}{100} \right) \right] \times \frac{1}{2} = \text{限度額}$$

- 2 免税手続きには、本学からお渡しする「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」をもって、申告してください。

団体の場合

法人格のない団体は、減免税措置は受けられません。